

大分大学医学部附属病院医局長会細則

平成20年12月24日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院医局長会（以下「医局長会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 医局長会は、各診療科等の連絡調整事項に関して協議・報告を行う。

(組織)

第3条 医局長会は、各医局長をもって組織する。

(議長)

第4条 医局長会に、互選により議長を置く。

2 議長は、必要に応じ医局長会を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

4 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の議長の任期は、前任者の残任期間とする

5 議長は、病院運営委員会に出席し、説明及び意見を述べることができる。

(会議)

第5条 医局長会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 医局長会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、医局長会の運営に関し必要な事項は、医局長会が別に定める。

附 則（平成20年医学部附属病院細則第1－14号）

1 この細則は、平成20年12月24日から施行する。

2 大分大学医学部附属病院医局長及び副医局長並びに医局長会に関する内規（平成16年9月22日制定）は、廃止する。